第九条の九の四第三項	法第五十五条の二第一項の	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の
	者は	同項に規定する対象法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。以下この項において同じ。）は
	同項の申立て	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第九条の九の四第三項第一号	法人の	対象法人の
第九条の九の四第三項第二号	法第五十五条の二第一項	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項
	法人税割額	法人税割の額
第九条の九の五第二項	法第五十五条の四第二項	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の四第二項において準用する法第五十五
第九条の九の五第三項	法第五十五条の四第一項の	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の
	対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう	同項に規定する対象法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人に限る
	同条第一項	外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項
	同項の申立て	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第九条の九の五第三項第一号	対象連結法人	対象法人
第九条の九の五第三項第二号	法第五十五条の四第一項	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項
	法人税割額	法人税割の額
第九条の九の五第三項第三号	法人税割額	法人税割の額

4　法第三十八条第三項に規定する確認がない場合その他の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は、市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一　法第三十二条第一項の外国の租税に関する権限のある機関が当該外国の法人税に相当する税の課税上同項に規定するその異なることとなつた内容を基礎とすることとなると認めるに至らないと国税庁長官が認めた場合

二　法第三十六条第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額に関し法第三十二条第一項の国税庁長官の確認があつた場合において、当該確認に係る同項に規定するその異なることとなつた内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。

5　法第三十八条第三項の規定による徴収の猶予を受けた法人の市町村民税についての地方税法施行令第六条の十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第三項」とする。

6　地方税法施行令第四十八条の十五の三第二項及び第三項並びに第四十八条の十五の四第二項及び第三項の規定は、法第三十八条第四項において準用する地方税法第三百二十一条の十一の二第二項から第六項まで及び第三百二十一条の十一の三第二項から第六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十八条の十五の三第二項	法第三百二十一条の十一の二第二項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第四項において準用する法第三百二十一条の十一の二第二項
第四十八条の十五の三第三項	法第三百二十一条の十一の二第一項の	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項の
	者は	法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。以下この項において同じ。）は
	同項の申立て	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第四十八条の十五の三第三項第二号	法第三百二十一条の十一の二第一項	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項
	法人税割額	法人税割の額
第四十八条の十五の三第三項第三号	法人税割額	法人税割の額
第四十八条の十五の四第二項	法第三百二十一条の十一の三第二項	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第四項において準用する法第三百二十一条の十一の三第二項
第四十八条の十五の四第三項	法第三百二十一条の十一の三第一項の	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項の
	対象連結法人（同項に規定する対象連結法人	連結法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人
	同条第一項	外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項
	同項の申立て	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て